



平成 26 年 9 月 17 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社  
代表取締役社長 小松 裕 介  
(コード番号 6819)  
問い合わせ先  
経営企画室 岩井 俊 輔  
電話番号 03-5786-3900

## 臨時株主総会招集許可決定に関するお知らせ

平成26年9月9日付「株主による臨時株主総会の招集許可申立てに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当社株主である上田和彦氏、東拓観光有限会社及びロイヤル観光有限会社（以下「当該株主」という）より、東京地方裁判所におきまして株主総会の招集許可申立て（以下「本申立て」という）を受けましたが、本日、同裁判所より、決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主総会招集許可決定主文の内容

- 1 申立人らに対し、下記事項を会議の目的とするソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社（本店 東京都港区南青山1丁目11番45号）の株主総会を平成26年12月17日までに招集することを許可する。

### 記

取締役小松裕介、同浅利睦男、同高木章及び同山田有宏の解任並びに取締役6名の選任の件

- 2 本件手続費用は、各自の負担とする。

#### 2. 臨時株主総会招集許可決定に至る経緯

平成26年7月17日付「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、当該株主より、同月16日付で、①小松裕介氏、浅利睦男氏、高木章氏、山田有宏氏及び山口英子氏の取締役解任の件、②取締役6名（北本幸寛氏、鈴木公一氏、金良姫氏、布村洋一氏、田中久信氏、齋藤正和氏）選任の件を決議の目的とする株主総会の招集請求（以下「本請求」という）を受けております。

また同年7月29日付「株主による当社及び当社取締役に対する職務執行停止・代行者選任の仮処分の申立てに関するお知らせ」、同年8月4日付「株主による株主総会決議不存在確認等訴訟の提起に関するお知らせ」及び同月11日付「株主による仮取締役兼仮代表取締役等選任の申立てに関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当該株主は、同年6月26日に開催された当社第39期定時株主総会において会社提案原案が可決された決議が不存在であること等を主張しております。

当社は、同年7月22日開催の定時取締役会において本請求の報告を行い、また同年8月1日開催の臨時取締役会及び同月19日開催の定時取締役会において本請求にかかる審議をしておりますが、①招集請求された臨時株主総会の議題が取締役の解任議案であるにもかかわらず、その取締役就任の前提となる当社第39期定時株主総会において会社提案原案が否決された旨を当該株主が主張しており矛盾点があること、②当該株主自身が議題の撤回の可能性があると述べていること

から、当社第39期定時株主総会において会社提案原案が可決された決議の存在の有無について裁判所が判断する前述の当該株主による3つの裁判の帰趨及び進捗に鑑み、継続審議とするとしております。

これに対し当該株主は、当社に対して、「本臨時株主総会招集請求の内容に矛盾点はない」と主張し、当社が株主総会を招集しない理由は何もないとして、同年9月2日、東京地方裁判所におきまして本申立てを行いました。

当社は、当該株主や裁判所に対して、当社の見解について説明してまいりましたが、本日、同裁判所より、決定書を受領いたしました。

### 3. 臨時株主総会招集のための基準日及び臨時株主総会の開催予定日について

本日、当社は、当該株主から、臨時株主総会招集のための基準日として「平成26年10月10日」、また臨時株主総会の開催予定日として「平成26年11月又は12月開催予定」とする旨の連絡を受けております。

### 4. 今後の方針及び見通し

当社は、東京地方裁判所の決定を受け、真摯に対応してまいる所存です。今後の当社の方針など決定した事項につきましては、速やかにお知らせいたします。

以 上